

岩手県告示第617号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市館向町、上田四丁目及び上田三丁目の一部
- （2） 公共測量を実施する期間 令和4年10月11日から令和5年2月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 宮古市上鼻二丁目、千徳町の一部及び神田沢町の一部
- （2） 公共測量を実施する期間 令和4年10月20日から令和5年12月22日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量